様式第５（第５条関係）

租税特別措置法第58条第２項の海外自主開発法人
であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第58条第２項の海外自主開発法人であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第４項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の登記の謄本及び定款

2　海外自主開発法人の認定を受けようとする外国法人の名称並びに当該外国法人の登記の謄本及び定款

3　当該外国法人が申請者から出資を受けている金額及び申請者から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付け（以下「出資等」という。）を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額（当該外国法人が資本又は出資を有しない法人にあつては、長期の資金の貸付けを受けている金額）の百分の二十に相当する金額以上であり、かつ、申請者及び共同出資法人（申請者と共同して出資等をする内国法人をいう。）から出資を受けている金額並びに申請者から出資を受けた他の法人及び共同出資法人から直接に又は他の法人を通じて出資等を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上であることを証する書類

4　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第34条第10項第１号イからニまでのいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

5　３の出資等により当該外国法人が開発した国外にある鉱山の名称及びその所在地

6　５の鉱山から採取される鉱物の百分の三十以上に相当する数量以上の鉱物が内国法人により引き取られていることを証する書類

7　申請者から当該外国法人に派遣している役員又は重要な使用人の氏名、当該外国法人における担当業務

8　申請者及び申請者が発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社から当該外国法人の５の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術者（重要な使用人を除く。施行令第34条第９項に規定する技術者をいう。）の氏名、所属（申請者、当該他の会社、当該国外子会社の別）及び当該プロジェクトにおける担当業務

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の15第４項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣
記名押印

様式第６（第５条関係）

租税特別措置法第68条の61第２項の海外自主開発法人
であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第68条の61第２項の海外自主開発法人であることにつき、租税特別措置法施行規則第22条の59第４項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の登記の謄本及び定款

2　海外自主開発法人の認定を受けようとする外国法人の名称並びに当該外国法人の登記の謄本及び定款

3　当該外国法人が申請者から出資を受けている金額及び申請者から出資を受けた他の法人からその出資を受けた金銭を原資として直接に又は他の法人を通じて出資又は長期の資金の貸付け（以下「出資等」という。）を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額（当該外国法人が資本又は出資を有しない法人にあつては、長期の資金の貸付けを受けている金額）の百分の二十に相当する金額以上であり、かつ、申請者及び共同出資法人（申請者と共同して出資等をする内国法人をいう。）から出資を受けている金額並びに申請者から出資を受けた他の法人及び共同出資法人から直接に又は他の法人を通じて出資等を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上であることを証する書類

4　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第39条の88第９項第１号イからニまでのいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

5　３の出資等により当該外国法人が開発した国外にある鉱山の名称及びその所在地

6　５の鉱山から採取される鉱物の百分の三十以上に相当する数量以上の鉱物が内国法人により引き取られていることを証する書類

7　申請者から当該外国法人に派遣している役員又は重要な使用人の氏名、当該外国法人における担当業務

8　申請者及び申請者が発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社から当該外国法人の５の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術者（重要な使用人を除く。施行令第39条の88第８項に規定する技術者をいう。）の氏名、所属（申請者、当該他の会社、当該国外子会社の別）及び当該プロジェクトにおける担当業務

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第22条の59第４項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣
記名押印